

## 《平成28年度 健康保険制度改正のお知らせ》

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号)」に基づき、平成28年4月以降に下記の通り健康保険制度が改正になります。

【平成28年4月施行】

### 1. 標準報酬月額の上限額が引き上げられ、3等級追加されます

保険料の算出の基礎となる標準報酬月額が、現在の最高等級（47等級）の上位に3等級追加され、上限額が121万円（第47等級）から139万円（第50等級）に引き上げられます。

### 2. 標準賞与の上限額が引き上げられます

賞与にかかる保険料の算出の基礎となる標準賞与の上限が、現在の年度累計540万円から573万円に引き上げられます。

### 3. 入院時の食事療養費が引き上げられます

入院時の食事代（患者負担分）が現在の1食260円から1食360円に引き上げられます。  
（ただし、低所得者、難病、小児慢性特定疾患患者の負担額は変更なし）

### 4. 傷病手当金・出産手当金の算定方法が見直されます

＜現行＞ 1日あたり・・・休んだ日の標準報酬月額の平均額 ÷ 30日 × 3分の2

変更

- 支給開始日以前に12ヶ月の標準報酬月額がある場合  
1日あたり・・・支給開始日以前の直近12ヶ月の各月の標準報酬月額の平均額 ÷ 30日 × 3分の2
- 支給開始日以前の期間が12ヶ月に満たない場合  
1日あたり・・・
  - ① 支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額
  - ② 当該年度の前年度9月30日における当組合の全被保険者の標準報酬の平均額  
(平成26年度および平成27年度は22万円、平成28年度は24万円)のいずれか少ない方の額 ÷ 30日 × 3分の2

※標準報酬月額は支給開始日に固定されます。改定があっても支給額は変更されません。

平成28年4月前から傷病手当金を受給中の方も平成28年4月1日分の支給から算定方法が変更になります。

## 5. 紹介状なしで大病院を受診した場合の定額負担が導入されます

紹介状なしで大病院（病床500床以上）を受診した場合、患者が定額負担する制度が導入されます。  
（負担額・・・内科初診：5,000円、歯科初診：3,000円）

## 6. 患者申出療養が創設されます

国内未承認の医薬品等を迅速に保険外併用療養として使用したいという患者の思いに応えるため、患者からの申し出を起点とする患者申出療養費がスタートします。（かかりつけ医等にご相談下さい）

## 7. 後期高齢者支援金が段階的に全面総報酬割へ移行します

75歳以上の後期高齢者医療に対して健保組合が負担する支援金の算出方法が、加入者割から総報酬割に段階的に移行されます。

平成27年度：2分の1 ⇒ 平成28年度：3分の2 ⇒ 平成29年度：全面総報酬割

【平成28年10月施行】

## 8. 被扶養者認定における兄姉の同居要件が撤廃されます

現在、被保険者の兄姉を被扶養者とする場合には、収入要件以外に同居が条件となっていますが（弟妹は同居要件なし）、この同居要件が撤廃されます。

## 9. 短時間労働者の社会保険の適用拡大

厚生年金保険法等の改正により、パート等の非正規労働者の社会保険の適用が拡大され、従業員501人以上の事業所において、労働者が以下のすべての基準を満たした場合、強制被保険者となります。

- ①1週間の所定労働時間が20時間以上あること。
- ②月額賃金が88,000円以上（年収106万円以上）あること。
- ③当該事業所に継続して1年以上使用されることが見込まれること。
- ④昼間学生でないこと。

※被扶養者の方が勤務先で社会保険に加入された場合は必ず当組合の被扶養者の削除手続きを行って下さい。